

[事案 28-209] 新契約無効請求

・平成 29 年 8 月 24 日 和解成立

<事案の概要>

契約時に高齢者に配慮した募集がなされていなかったことなどを理由として、契約の取消しおよび既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

証券会社を募集代理店として平成 28 年 5 月に契約した契約①および契約②（いずれも積立利率金利連動型年金（米ドル建））について、以下の理由により、各契約を取消し、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)各契約は生命保険協会が作成している高齢者対応のガイドラインを無視してなされた。
- (2)各契約の内容は、今後の生活のニーズに全く合わない。
- (3)各契約の有利な点の説明しか受けておらず、受取保証期間が 39 年と長いこと、受取保証金額（一時払保険料の 120%）になるには 39 年も要することなどの説明はなく、クーリング・オフの説明すら受けていない。
- (4)各契約加入の前年に心臓病の手術を受け、申込時も服薬中で、薬の影響で正常な判断ができなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人と複数回面談を実施して説明を行い、また、家族に相談するように伝え、次の面談時に申立人が家族と相談したことを確認しているなど、高齢者に配慮した募集を行っている。
- (2)申立人から月々の収支に余裕がなく、資金面で不安であったことをヒアリングした上で、年金保険のニーズを汲み取り、各契約を提案している。
- (3)受取保証期間やクーリング・オフなどの説明は適切に行っている。
- (4)募集時の申立人の様子から、申立人の判断力・理解状況に問題はなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、各契約の申込時の説明状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の主張についてはいずれも認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)申立人は、受取保証期間や各契約の原資となる保有株式の売却について納得できていなかったことが認められ、契約①の締結から 5 日後の契約②の締結までに 2 回も不安を伝えていたことからすると、募集人としては、契約を急がずに、家族の同席を求めるなどの慎重な対応をすべきであった。
- (2)募集人は、申立人が保有する金融資産における株式の割合が高かったことから、介護が必要になった場合などに備え、現金への移行が必要と考え、年金保険を提案した旨陳述した

が、申立人の預金が増えたのは、募集人が増えた預金分に対し、別の保険の提案を行い、申立人が応じなかった結果に過ぎず、募集人の意図は、株式を保険に移行することにあつたといわざるを得ない。

- (3)各契約から申立人に支払われる年金は、月額6万円程度（年額約72万円）だが、申立人は保有する株式から年間約90万円の配当収入があり、募集人は、この配当収入を考慮することなく、各契約からの年金が申立人の生活費の補填になると判断していた。